

見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第2号

見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

見附市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和48年見附市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条別表中「総括主査」の次に「統括副園長」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。